

FMC-SaaS サービス登録及び認定制度要綱

令和2年1月30日
ふくおか電子自治体共同運営協議会

第一章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、アプリケーション事業者との協業により、ふくおか自治体クラウドにおけるSaaSサービスの利用拡大を促進するため、FMC-SaaSサービス登録制度（以下「登録制度」という。）及びFMC-SaaSサービス認定制度（以下「認定制度」という。）に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 協議会

ふくおか電子自治体共同運営協議会をいう。

(2) 会員市町村

協議会に加盟する市町村をいう。

(3) FMC

協議会が普及促進を図る行政システム基盤の構築に関する構想である「ふくおか自治体クラウド（Fukuoka Municipal government Cloud services）」構想の略称であり、協議会が認定するクラウドサービス群により実現される。

(4) FMC-IaaS サービス

協議会が認定するクラウドサービス群のうち、協議会の会員市町村の利用する情報システムを格納するハードウェアの提供、運用、及びマルウェア対策等の付帯サービスを行うデータセンターサービスの提供、並びに利用市町村とデータセンター間を結ぶネットワーク回線の提供をいう。

(5) FMC-IaaS 基盤

FMC-IaaSサービスの用に供されるハードウェア（マルウェア対策等の付帯サービスを含む。）をいう。

(6) AP サービス

アプリケーションソフト（以下「AP」という。）の導入及び運用サービスをいう。なお、同一のAPであっても、サービス提供事業者が異なる場合は、別のAPサービスとして取り扱う。

(7) AP 事業者

APサービスを提供する事業者をいう。

(8) FMC-SaaS サービス

協議会が認定するクラウドサービス群のうち、AP 事業者が FMC-SaaS 登録及び認定事業者向け IaaS サービスを利用して提供する AP サービス並びに FMC-IaaS 基盤にネットワークを接続し AP 事業者が提供するクラウドサービスを提供する AP サービスで、登録制度の登録を受けたもの及び認定制度の認定を受けたものをいう。

(9) FMC-SaaS 登録事業者

FMC-SaaS 登録サービスを提供する AP 事業者をいう。

(10) FMC-SaaS 認定事業者

FMC-SaaS 認定サービスを提供する AP 事業者をいう。

(11) FMC-SaaS 登録及び認定事業者向け IaaS サービス

FMC-IaaS 基盤を、FMC-SaaS 登録及び認定事業者向けに提供する IaaS サービスをいう。

(12) IaaS 事業者

協議会との協定に基づき FMC-IaaS サービス並びに FMC-SaaS 登録及び認定事業者向け IaaS サービスを提供している株式会社 QTnet をいう。

第二章 FMC-SaaS 登録制度

(登録資格)

第3条 登録制度の資格を有する AP サービスは、次の各号のいずれかを満たすものとする。

- (1) FMC-IaaS 基盤上で、3か月以上特段の問題なく運用している実績を有すること。
- (2) 協議会が別途定める「FMC-IaaS 基盤におけるアプリケーション動作検証実施要領」に基づく動作検証を完了していること。ただし、FMC-IaaS 基盤にネットワークを接続し AP 事業者が提供するクラウドサービスにおいては、回線の可用性及びクラウドサービスのセキュリティ等について、事前に協議会と協議を行い、承認を受けていること。

(登録申請)

第4条 FMC-SaaS サービスを提供しようとする AP 事業者は、「FMC-SaaS サービス登録申請書」(様式第1号)により、協議会に対して、登録申請を行わなければならない。

- 2 前項の場合において、前条第1号の登録資格を有するものとして申請するときは、申請に係る AP サービスを利用する会員市町村が発行する「FMC-IaaS 基盤におけるアプリケーションサービス運用状況確認書」(様式第2号)を添付しなければならない。

(登録)

第5条 協議会は、前条の申請があった場合において、申請に係る AP サービスが第3条に規定する登録資格を満たすと認めるときは、本制度に登録しなければならない。

- 2 協議会は、前項の規定による登録を行ったときは、FMC-SaaS サービス登録通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(情報の提供)

第6条 協議会は、前条の規定による登録を行ったときは、会員市町村及びIaaS事業者に対し、登録に係るFMC-SaaSサービスの名称、サービスの概要、提供事業者及び担当窓口の情報を、文書により周知する。

- 2 協議会は、FMC-SaaSサービスの名称、サービスの概要、提供事業者及び担当窓口の情報を、協議会が開設するホームページに掲載する。

(適用上の留意事項)

第7条 登録制度は、特定のAPに対する評価、格付け又は利用の推奨等を行うものではない。

- 2 登録制度は、登録制度の登録を受けないAPサービスのFMC-IaaS基盤上での利用を妨げるものではない。

(FMC-SaaS登録事業者の責務)

第8条 FMC-SaaS登録事業者は、登録を受けたFMC-SaaSサービスの利用について、会員市町村から協議を受けたときは、誠実に対応しなければならない。

(登録事項の変更)

第9条 FMC-SaaS登録事業者は、登録事項に変更が発生したときは、FMC-SaaSサービスに係る申請事項変更届（様式第4号）により、協議会に対して、遅滞なく届出を行わなければならぬ。

- 2 前項の場合において、合併、会社分割又は事業譲渡等によるFMC-SaaS登録事業者の地位の承継があったものとして届出を行うときは、FMC-SaaS登録事業者の地位を承継した法人は、FMC-SaaS登録事業者の地位を承継したことの証明する書類を添付しなければならない。

(登録の終了)

第10条 FMC-SaaS登録事業者は、FMC-SaaSサービスの登録を終了しようとするときは、登録を終了しようとする日の1か月前までに、FMC-SaaSサービス登録終了届（様式第5号）により、協議会に対して、届出を行わなければならない。

- 2 協議会は、前項の届出を受理したときは、会員市町村に対し、その事実を周知するものとする。
- 3 協議会は、第1項のFMC-SaaSサービス登録終了届に「登録の終了日」として記載された日に、届出に係るFMC-SaaSサービスの登録を抹消するものとする。
- 4 FMC-SaaS登録事業者は、第1項の届出を行った時において提供しているFMC-SaaSサービスについては、第1項の届出に関わらず、契約期間終了までの間、サービスの提供を継続しなければならない。

(登録の取り消し)

第11条 協議会は、登録に係るFMC-SaaSサービスが次の各号のいずれかに該当するときは、当該FMC-SaaSサービスの登録を取り消すことができる。

- (1) FMC-SaaS 登録事業者に法令に違反する行為があったとき
 - (2) FMC-SaaS 登録事業者の責に帰すべき事由により、登録に係る FMC-SaaS サービスの提供に支障を来たし、当該 FMC-SaaS サービスを利用する会員市町村に重大な損害を与えたとき
 - (3) 協議会が、FMC-SaaS 登録事業者に本要綱に違反する行為があったと認めて、是正を指示したにも関わらず、これに従わなかったとき
- 2 協議会は、前項の規定により登録の取り消しを行ったときは、取り消しに係る FMC-SaaS サービスを提供する FMC-SaaS 登録事業者に対し、その旨及び理由を通知するものとする。
- 3 協議会は、第1項の規定により登録の取り消しを行ったときは、会員市町村に対し、その事実及び理由を周知するものとする。

(協議会の利用契約への関与)

- 第12条 FMC-SaaS サービスの利用に係る会員市町村と FMC-SaaS 登録事業者との協議及び契約は、両当事者の責任において行い、協議会は原則としてこれに関与しない。
- 2 FMC-SaaS 登録事業者向け IaaS サービスの利用に係る IaaS 事業者と FMC-SaaS 登録事業者の協議及び契約は、両当事者の責任において行い、協議会は原則としてこれに関与しない。
- 3 前2項の場合において、協議会が FMC-SaaS サービスの円滑な提供のため必要と認めたときは、両当事者の同意を得た上で、当事者間の協議に参加して助言を行うことができる。

(免責)

- 第13条 協議会は、登録制度の利用により会員市町村、FMC-SaaS 登録事業者又は IaaS 事業者が被った損害等について、一切の責任を負わないものとする。但し、協議会の故意又は重大な過失による場合は、この限りではない。

第三章 FMC-SaaS 認定制度

(認定)

- 第14条 協議会が別に行う調達のうち、FMC-IaaS 基盤を利用したサービスにおいて、協議会とサービス提供の協定を締結した AP サービスをいう。
- 2 認定に係る協議会の利用契約への関与及び免責については、第12条及び第13条を準用する。
- 3 その他、認定に係る事項は別に締結する協定書による。

(認定の取り消し)

- 第15条 協議会は、認定に係る FMC-SaaS サービスが次の各号のいずれかに該当するときは、当該 FMC-SaaS サービスの認定を取り消すことができる。
- (1) FMC-SaaS 認定事業者に法令に違反する行為があったとき
 - (2) FMC-SaaS 認定事業者の責に帰すべき事由により、認定に係る FMC-SaaS サービスの提供に支障を来たし、当該 FMC-SaaS サービスを利用する会員市町村に重大な損害を与えたとき

(3) 協議会が、FMC-SaaS 認定事業者に本要項に違反する行為があったと認めて、是正を指示したにも関わらず、これに従わなかったとき

2 協議会は、前項の規定のほか、別に締結する協定を解除したときは、当該 FMC-SaaS サービスの認定を取り消すものとする。

(利用の推奨)

第16条 協議会は会員市町村に対し、認定された AP サービスの利用を推奨する。

第四章 雜則

(ロゴマーク)

第17条 協議会は、登録制度及び認定制度の対外的な認知度の向上を図るため、登録制度（別図1）及び認定制度（別図2）のロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を定める。

2 ロゴマークに関する一切の権限は、協議会に帰属する。

(名称及びロゴマークの使用)

第18条 FMC-SaaS 登録及び認定事業者は、登録及び認定制度の目的に沿った営業活動のため、ポスター、ちらし、パンフレット、ホームページその他の媒体に、「FMC-SaaS サービス」の名称及びロゴマークを使用することができる。

2 FMC-SaaS 登録及び認定事業者は、前項による使用のうち、ホームページで使用するときは、協議会が指定する URLへのリンクを設置しなければならない。

3 FMC-SaaS 登録及び認定事業者は、前2項による使用を行ったときは、速やかに協議会に報告するものとする。

4 FMC-SaaS 登録及び認定事業者は、第1項による使用にあたり、次の行為を行ってはならない。

(1) 不当景品類及び不当表示防止法その他の法令に違反する行為

(2) FMC-SaaS 登録事業者にあっては、協議会が特定の AP の利用を推奨しているとの誤解を招く表現

(3) その他、協議会又は FMC の信用を失墜する行為

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月13日から施行する。

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

この要綱は、令和2年1月30日から施行する。

別図1 FMC-SaaS サービス登録制度のロゴマーク



別図2 FMC-SaaS サービス認定制度のロゴマーク



(様式第1号)

FMC-SaaS サービス登録申請書

令和 年 月 日

ふくおか電子自治体共同運営協議会 会長 殿

組織名

代表者役職名

代表者氏名

印

FMC-SaaS サービス登録及び認定制度要綱第4条に基づき、次のとおり FMC-SaaS サービスへの登録を申請します。

1 申請者情報

組織名	
本社所在地	

2 連絡担当者情報

部署名	
氏名	
所在地	
電話番号	
E-MAIL	

3 登録を申請するアプリケーションサービス情報

サービスの名称		
サービスの概要 (全角100字以内)		
サービスの登録資格 いずれか該当するものを選択してください。	<p>FMC-IaaS 基盤上で、3か月以上</p> <p><input type="checkbox"/> ① 特段の問題なく運用している実績 を有するサービス 「FMC-IaaS 基盤におけるアプリケーション動作検証実施要領」に基 づく動作検証を完了したサービス</p> <p><input type="checkbox"/> ② ーション動作検証実施要領」に基 づく動作検証を完了したサービス</p>	<p>FMC-IaaS 基盤上で、3か月以上特 段の問題なく運用している実績を有 するサービス 「FMC-IaaS 基盤におけるアプリケー ション動作検証実施要領」に基づく動 作検証を完了したサービス</p>

記載要領

1 複数のサービスを登録申請する場合は、サービス毎に列を分けて記載してください。列が不足する場合は、別紙に記載してください。

2 「申請に係る登録資格」について①を選択した場合は、当該サービスを利用する会員市町村から「FMC-IaaS 基盤におけるアプリケーションサービス運用状況確認書」(様式第2号)の発行を受けて、本申請書に添付してください。

記載事項の取扱い

1 この申請に係る記載内容については、ふくおか電子自治体共同運営協議会が開設する下記のホームページその他の媒体で公表します。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fmc-saas-ichiran.html>

(様式第3号)

電協第 号
令和 年 月 日

○○株式会社代表取締役社長 殿

ふくおか電子自治体共同運営協議会 会長

FMC-SaaS サービス登録通知書

FMC-SaaS サービス登録及び認定制度要綱第5条第1項に基づき、下記のとおり FMC-SaaS サービスとして登録しましたので、通知します。

記

1 登録年月日

令和 年 月 日

2 登録サービスの名称

○○○○システム

3 登録サービスの提供事業者

○○株式会社

4 登録に係る連絡事項

- 登録サービスの提供事業者の皆様は、登録サービスの営業活動の際、ポスター、ちらし、パンフレット、ホームページその他の媒体に、「FMC-SaaS サービス」の名称及び別紙のFMC-SaaS サービス登録制度のロゴマークを御利用いただくことができます。
- ホームページで利用される場合は、下記の URLへのリンクの設置をお願いします。
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fmc-saas.html>
- 名称・ロゴマークを利用されたときは、協議会事務局にメールで報告をお願いします。
(報告先メールアドレス) djk@pref.fukuoka.lg.jp
- その他、登録制度の御利用につきましては、FMC-SaaS サービス登録及び認定制度要綱を遵守していただきますようお願いします。